

鈴鹿市地域福祉計画審議会の位置付けについて

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項並びに第202条の3第1項及び第203条の2第5項の規定に基づき、市長及び教育委員会（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、担任する事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれ同表の担任事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれ同表の委員の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、学識経験者その他それぞれの附属機関の担任する事務に応じて執行機関が適當と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、別表の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じてそれぞれ同表の委員の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員及び専門委員)

第6条 執行機関は、必要があると認めるときは、附属機関に特別の事項を調査審議させるための臨時委員又は専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

2 臨時委員及び専門委員は、学識経験者その他執行機関が適當と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員又は専門委員の任期は、委嘱の日からそれぞれ特別の事項に関する調査審議又は専門の事項に関する調査が終了するときまでとする。

(会議)

第7条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 略

2 略

附 則 (平成27年12月22日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以下、省略

別表 (第2条、第3条、第4条関係)

1 市長の附属機関 (抜粋)

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期
鈴鹿市地域福祉計画審議会	社会福祉法（平成26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画の策定その他の地域福祉の推進に係る審議に関する事務	15人以内	2年